

笛吹市地域包括支援センター運営協議会並びに

笛吹市地域密着型サービス運営に関する委員会 会議録

開催日時	令和6年3月15日 午後1時30分から午後3時
開催場所	笛吹市役所本館3階 303会議室
出席者	委員12名
欠席者	7名（委任状5名）
市役所職員等	5名（長寿支援課3名・介護保険課2名） 北部・東部・南部包括各1名：笛吹市地域包括支援センター運営協議会のみ出席
傍聴人	0名

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事

（1）笛吹市地域包括支援センター運営協議会

① 東部長寿包括支援センター及び南部長寿包括支援センターの外部委託について

事務局 令和6年4月1日より東部長寿包括支援センターは公益社団法人山梨勤労者医療協会、南部長寿包括支援センターは社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会と決定しました。委託期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日となります。その他、資料に基づき説明

会 長 事務局の方から説明が終了しました。皆様ご意見ご質問は、ありますか。

委 員 特になし

会 長 特に異議なしというところですので、報告どおりとさせていただきます。

② 笛吹市地域包括支援センター運営方針（案）について

事務局 資料に基づき説明

会 長 事務局の方から説明がありました。皆様からご意見ご質問はありますか。これは3年に一度介護保険計画等々と連携して策定されるというところだと思います。

私の方から言っていていいですか。6ページの今ご説明いただいたインシデント苦情対応というところですが、やはり非常に多様化している中、ハラスメント等々、いろんな形で見受けられる状況かと思えます。その対応力が問われていくことについて、取り組みをそれぞれの立場で予知しながら適切に対応していくことがとても大切だと思いますので、「インシデント」を入れていただいたのは、すごくいいことだなと思いました。

委 員 これは、委託先にお見せするものであって、特に外出するものではない、というのが1点です。それから運営指針と言いながら、11ページの認知症のところ、みんな「地域包括担当は」となっているのですが、どういう意味があるのかが、ちょっとわかりづらかった。

会 長 では、まずこの運営方針の活用配布周知方法というところと、それから 11 ページの認知症に関わる主語の部分の「地域包括担当は」で始まるどころの説明をお願いします。

事務局 1 点目の地域包括支援センターの運営方針はどこに見せるものなのかということですが、先ほど申し上げました介護保険施行規則による実施の方針を各委託先に示すものというところがありますので、一義的な目的としましては委託先の 3 包括それぞれにお示しをすることになるかと思えます。本日もこの後、3 包括の代表者会議で、方針について説明をし、共有することになっております。

2 点目といたしまして、認知症の部分ですけれども、地域包括担当で認知症の政策の推進を主に行っていくことをご理解いただいた上で、地域のそれぞれの担当の方々には個別支援に取り組んでいただくということで、その前段の総合相談であるとか、権利擁護の部分の踏まえで取り組んでいただきたいという意味合いがありまして、書かせていただいております。

委 員 外出しするのであれば、専門的なところについては説明をしてもらいたいと思えます。基本チェックリストとかそういったものが、素人で申し訳ないですがわかりづらい。それで、もう一つわかりづらかったのは 10 ページの 3 の 1 行 2 行のところ、「要支援者が介護予防サービス等を行うことができるように」と書かれていますが、要支援者が「受ける」のですよね。

会 長 確認をお願いします。

事務局 10 ページの 3 指定介護予防支援事業所のところの 2 行目は誤字でございます。「行うことができるように」ではなく、利用支援者が介護予防サービス等を「受けることができるように」と記載の変更をお願いいたします。原稿の方も早速、直させていただきます。ご指摘ありがとうございます。

会 長 他に皆さんの方からご質問ご意見はありますか。

委 員 12 ページ①（認知症初期集中支援事業）と②（認知症地域支援・ケア向上事業）の担当者をお聞きしたい。①の方地域包括担当について、認知症初期集中支援チーム配置の担当者は、2 名ぐらいいらっしゃるわけですか。その辺をお聞きしたい。そしてもう一つ②の方ですけども、認知症地域支援推進員は、だいぶ前から、県内でもいち早くいらっしゃることは存じていますけども、この担当者もお聞きしたいと思えます。

会 長 では、集中支援チームのところと支援推進について、説明をお願いします。

事務局 地域包括担当は社会福祉士の金子と保健師の中澤が市役所の職員として認知症初期集中支援チーム員ということになっております。サポート医として笛吹脳神経外科の上野先生にご支援をいただいて、住民会議のときからご助言をいただきながら支援をいただいております。また、認知症の地域支援推進といたしましては芳澤が担当させていただいております。ただし、この 3 月までということですので、人事異動によって人の配置が変わった場合には、担当する職員もそれぞれ変更になる可能性がございますけれども、今年度は、このような体制で行っております。

会 長 では、令和 6 年度の新しい担当については、次の機会等でお示しいただければと思えます。

委 員 (2) 認知症の人と家族に対する支援の②に「若年性認知症の人への支援を行う」とあります。今年の方で、これから取り組まれているのか、実際に把握されているのか、取り組みが始まっているのか、これからの課題なのか、その辺をお聞きできればと思えます。

事務局 若年性認知症の方の数字的なものの把握は、こちらの方で随時しております。ただし、この方へのアプローチは、その方がその認知症の方であるということを公表されてない場合等もありまして、数として補足しているということと個別支援とはまた少し違うところがございます。ただし、認知症の方の当事者の方の声を聞くという取り組みを今年度始めておりまして、先日も認知症の診断が下った方は若めの方でしたけれども、その方のご意見を聞く事業も起こしております。順次、来年度また力を入れながら、若年性認知症疾患センターの日下部記念病院のご支援いただいているところもありますので、ご助言いただきながら進めてまいりたいと存じます。

委員 県内に各事業所がたくさんあるわけですが、運営の費用について、各事業所管内の監査監督というところになります。社会福祉協議会など、事業所に関する監査等を持っているか伺います。

事務局 3圏域の長寿包括支援センターにつきましては、この運営協議会の中で毎年度決算報告と事業報告をさせていただいて、活動の確認をお願いしているところでございます。私どもの方といたしますと年度単位の委託ということで業務委託を各法人にしておりますので、各法人の中で運営をきちんとしていただくということを資料の中にも盛り込んだ中でお願いをしているところですので、都度、都度の確認というのは特段してはおりません。

委員 運営費用については結局、介護保険料であるとか、その結果として助成金が来るわけですが、運営費用はそういうことに関連してくると思うのです。運営費用とその費用の原資とのバランスだと思うのですが、常時財政上のバランスの辺を検討していただいているかどうか。結果的に集約してこのように数値として出てくることはわかるのですが、常時、事務処理上でそういうバランスの問題なんかを検討なさっているかどうか。事業収支とかおそらく数値がいろいろ結果的にたまってきて、発表するというのもありますが、その間の問題で事務処理上の問題で、そういうことをなさっているかどうか。積み上げでこういう結果が出てきて発表されるということはわかるのですが、運営面からみた事業収支というところを聞きたい。

事務局 各圏域の地域包括支援センターの収支についてというご質問でよろしいでしょうか。はい。地域包括支援センター全体の運営に関しては、月次の収支等々を確認しながら、地域包括担当の方で国に必要なお金を、介護保険課を通じて一緒に枠組みの中でいただくことや、皆様からお預かりする介護保険料どのぐらいの分を充てたものを事業として運営しているか、ということについては随時確認をしております。また、事業担当の方で定期監査もございまして、定期的に監査をされる中で事業がきちんに行われているかということは確認をされているところですので、私どもも注意を払いながら行っているところでございます。

会長 よろしいですか。

委員 はい。

会長 収支についての報告は、次回というところでしょうか。では、他にご質問ご意見等なければ、この運営方針については、一部文字の直しを入れての提案通りということでよろしいでしょうか。

委員 異議なし

会長 ありがとうございます。異議なしということですので、提案通りとさせていただきます。事

務局から何かありますか。

事務局 特になし

会 長 ないようですので、以上をもちまして笛吹市地域包括支援センター運営協議会の議事について審議が全て終了いたしました。

～午後 2 時から笛吹市地域密着型サービス運営に関する委員会を開始～

(2) 笛吹市地域密着型サービス運営に関する委員会

① 地域密着型サービス利用状況について（令和 6 年 1 月 31 日現在）

事務局 資料に基づき説明

委 員 施設入所について、介護認定を受けてサービスとか入所とかって希望したときに、割とスムーズに希望する施設を利用するというのが、今の段階だとできていると思ってよろしいのでしょうか。また、特養の待機者とか多いけど、早いところでは一、二ヶ月待っても七、八ヶ月ぐらいに入れるということは、ある程度希望が通っていると思ってよろしいでしょうか。それと施設職員の方とか大変数が減っているとか、運営が大変とかお聞きするのですが、その辺のところもちょっとお伺いできたらと思います。

会 長 サービスへの待機期間、それから職員の充足状況等についての質問かと思えます。説明をお願いします。

事務局 サービスの利用については、例えば月水金にデイサービスに行きたいとした場合に、場合によっては少し曜日を調整していただくことはありますが、「うちの事業所ではちょっと満員ですよ」ということはほとんどないと聞いています。施設入所も入所自体は数ヶ月かかることはありますが、大変なのに、自宅で見なくてはいけないという状況ではなく、例えば特養、あるいはグループホームに入れないにしても、ショートステイ、あるいは老人保健施設等の預かってくれるサービスで、とりあえず待つということが出来ますので、本当にご家族が大変な状況でも入るところがないので自宅で見るとしかなく、ということとはほとんどないと聞いております。

また、人員のところですが、非常に介護施設は苦慮している状況のようです。潤沢にはないけれども、本当に皆さん工夫をされて、精一杯、市民の皆様、利用者様のためにやっている状況は、運営指導等で事業所から伺っております。ここで介護保険の事業計画を来年度から 3 年間を見越し作成しました。事業所さんのご苦勞されている様子を耳にしてきましたので、市としても何かやっていかないといけない、市民の皆様のためでもあり事業者さんをサポートするというのも非常に大切だということ痛感しております。事業計画の中にも介護の人材確保ができるようにということで、目標を挙げさせていただきました。来年度から具体的に少しでも何かお力になればということで取り組みをして行く予定になっております。

会 長 他に皆さんから何かご質問ご意見ありますか。

では、私の方から今のご質問を事務局からの説明に加えて事業者の立場からというところで少しお話をさせていただくと 6 ページそれから 8 ページになるのですが、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護という小規模特養なのですけれども、まず 6 ページのエール二之宮

の方で待機が 28 名となっています。他の事業所は多いところで 80 名等ありますけれども、このエール二之宮それから 8 ページにあるエール境川という施設を私は運営していますが、どちらも 20、30 名ほどになっています。より精度の高い待機者をちょっと洗おうというところで、例えば、複数施設ですとか、意向を確認して、「二之宮さんとか境川さんで」というご家族を精査してみました。その数が、実数に近いところが、この数字だったというところでご案内いただければと思います。

それから、職員についてですが、やはり本当に厳しい状況です。新たに介護をしていた人を採用しようとしても、全く募集がままならない状況です。特にコロナは、まだまだ医療も福祉も自宅待機ってところがあり、本人が陽性じゃなくても家庭の中で出てしまうと、一定期間、感染しているかどうかを待機して確認をしてくださいということをやっている、通常の勤務表を組むのも大変な状況があります。その中で自宅待機が出てくるとその段階で勤務を組み直さなければいけなくなってくる。そうするとやはりなおのこと、つらくなってくるということがあります。介護の現場、本当に直接支えてくれている介護職員の苦労というのは、本人その家庭まで含めて、かなり大変な状況というのは、私どもの法人だけではなくて福祉それから医療の方もそうだと思うのですけれども、全般に言えます。人材難で、今少子高齢化が進んでいますし、なかなか介護職というところで、新たな人材を増やしていく方が、例えば賃金だけの問題なのか、介護の魅力の問題なのか、人口減の問題なのかということも含めて、業界としても、それから法人としても、事業所一つとしてもというところで、皆それぞれ考えているところかと思います。

他に皆さんからご質問ご意見はありますか。

委員 なし

会長 特にないようでしたら、予定された議事は以上になります。地域密着型サービスについて事務局から何かありますか。

事務局 特になし

会長 特にないようですので以上をもちまして笛吹市地域密着型サービス運営に関する委員会の議事について、全ての審議を終了しました。

4 その他

なし

5 閉会